３ 障がい児福祉サービス等の利用見込み量（活動指標）

■ 児童福祉法におけるサービス体系

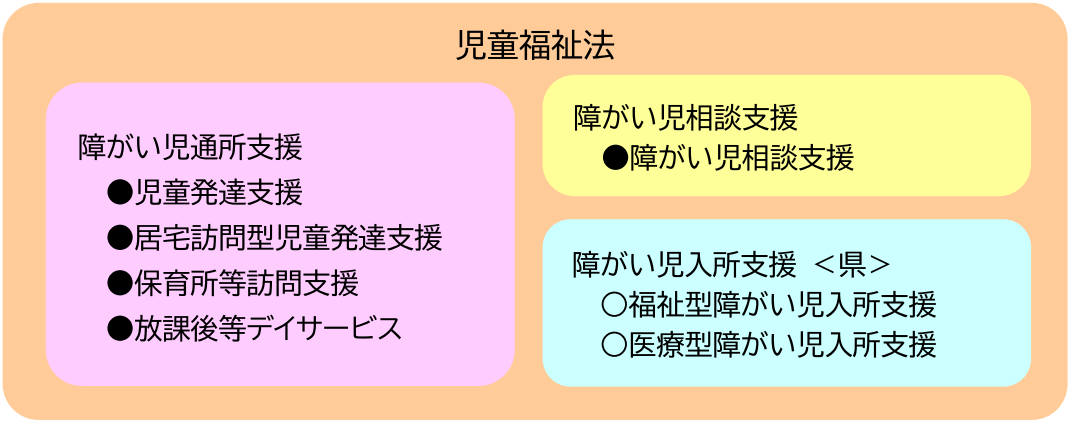

(1)障がい児支援

①児童発達支援　②居宅訪問型児童発達支援　③保育所等訪問支援
④放課後等デイサービス　⑤障がい児相談支援
⑥福祉型障がい児入所支援　⑦医療型障がい児入所支援

【計画の考え方】

過去 ３ 年間の利用実績を基に、増減の傾向を見据え、現時点で把握している新規利用者等の情報も加味して利用者数を算出しています。

① 児童発達支援

【サービスの内容】

障がいのある児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、または集団生活への適応訓練等を行います。

【計画】

サービス	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	人日	70	75	80
	人	11	12	13

② 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの内容】

重度の障がい等の状態にある児童で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

【計画】

サービス	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	1	1
	人	0	1	1

③ 保育所等訪問支援

【サービスの内容】

障がいのある児童が、保育所などにおける集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、訪問による支援や訪問先の職員等に対する支援を行います。

【計画】

サービス	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育所等訪問支援	人日	0	2	3
	人	0	2	3

④ 放課後等デイサービス

【サービスの内容】

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等のための支援を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。

【計画】

サービス	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
放課後等デイサービス	人日	500	520	540
	人	50	53	57

⑤ 障がい児相談支援

【サービスの内容】

障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する場合に、必要なサービス等利用計画の作成・連絡調整等を行います。

障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

【計画】

サービス	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい児相談支援	人	60	63	65